# 運転免許試験受験案内 2

(2025年3月24日現在)

# 1 免許の有効期間が過ぎた方(特定失効者)及び一定の病気により免許を取り消された 方(特定取消処分者)

## (1) 申請に必要なもの

#### 申請される全ての方

- ・申請書に貼付する写真(縦3cm、横2.4cm、申請前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上3分身のもの)
- ・質問票(運転免許センター記載台の⑤に用意しています。申請当日の日付を記入)
- 手数料(下記手数料を参照)
- ・本籍地の記載された香川県の住民票
- ・本人確認書類(健康保険証・パスポートなど)
- ※仮運転免許申請の方は、仮免許証に貼付する写真1枚が追加で必要

日本国内に住所がない場合は住民票に代えて、(日本に住所がないことを示す戸籍の附票・住所を設定するための香川県に居住する親族等の住民票・親族等との続柄を示す戸籍謄本) 香川県での滞在先が、ご友人宅であるなど、ご親族の住所ではない場合は、平日(祝休日を除く)の午後4時00分から午後5時00分までに下記連絡先へお問い合わせ下さい。

運転免許証、マイナ免許証をお持ちの方

・運転免許証、マイナ免許証

マイナンバーカードと運転免許証の一体化を希望される方

・マイナンバーカード(有効期限内のもの)

※住所ワンストップサービス又はマイナポータル連携を行う場合は、有効な署名用電子証明書及び暗証番号(6~16桁)

申請日に70歳以上になる方

·「高齢者講習修了証明書」

申請日に75歳以上になる方

- •「高齢者講習修了証明書」
- **■「認知機能検査結果通知書」**(一定の違反歴がある方は、**「運転技能検査受検結果証明書」**が併せて必要)

免許の有効期間が過ぎた方(特定失効者)でやむを得ない理由があった方

- ・「理由を証明する書類」(パスポート・診断書、入院証明書・在所証明書)
- ※運転免許証の有効期限等をはさんで、パスポート(日本の入出国スタンプ)のほか、診断書等(入退院の日付)から更 新ができなかったやむを得ない理由を証明していただく必要があります。

パスポートに日本の出入国スタンプがない場合は、出入国記録証明若しくは在外公館が発行する在留証明と入国スタンプのあるパスポートが必要となります。

- 一定の病気により免許を取り消された方(特定取消処分者)
- ・取消理由が消滅したことを確認できる「公安委員会指定の診断書」

### (2) 受付時間 - 手数料

申請書等の書類	<b>乗をお渡ししますので、12:30~13</b>	:00 までの間に、総合案内窓	『口へお越しください。
申請窓口	区 分	受付時間	試験実施曜日
香川県運転免許センター	特定失効者・特定取消処分者	13:00 から 13:30 まで	月~金曜日 (休日を除く)

## (3) 手数料

#### ① 試験等手数料

特定失効
特定取消
1,950円
1,950円
1,950円
1, 950 円
1,650円

#### ② 交付手数料

併記免許交付手数料
200円
仮免許交付手数料
1, 100 円

免許交付手数料		
免許証	マイナ免許証	両方保有
2, 350 円	1, 550 円	2, 450 円

#### ③ 講習手数料

優良講習	一般講習	違反・初回講習	オンライン講習(優良・一般)
500円	800円	1, 400 円	200 円

※試験手数料、免許交付手数料、講習手数料の合計額が手数料の総額となります。

試験手数料は免許種別毎に必要、併記免許交付手数料は免種が2以上の場合2種目から必要となります。

特定失効者で「公安委員会の事情により、やむを得ない理由があったと認められた場合」は、試験手数料及び免許証交付 手数料が減額されます。

期限が切れる前とお手続き当日で講習区分が変わることがあります。

## (4) 説明事項

## ① 免許の有効期間が過ぎた方(特定失効者)

免許の有効期間が過ぎた場合には、新たに免許を取得しなければ自動車を運転することができませんが、特定失効者に対する講習を受講し、次のいずれかの基準に該当する方は、試験の一部が免除され免許が再取得できます。(適性試験は免除されません。)但し、 基準該当初心運転者が再試験を受けていないなど、一定の交通違反歴がある場合は**試験の免除が受けられない場合があります。** 

区 分	試験免除の範囲
   失効後6か月以内	有効期間が過ぎて <b>6月を経過していない場合</b> は、学科試験及び技能試験が免除されます。(更新できなかった
7000 0 10 7 10 P 1	やむを得ない理由がある方は、 <b>前記の理由を証明する書類が必要です。</b> )
失効後6か月超	大型、中型、準中型又は普通自動車を運転することができる免許を受けていた方で、 <b>やむを得ない理由がなく</b>
1年以内	有効期間が過ぎて <b>6月を超え1年を経過していない場合</b> は、 <b>仮免許の</b> 学科試験及び技能試験が免除されます。
失効後6か月超	有効期間が過ぎて6月を超え3年を経過しておらず、かつ、海外旅行、入院などのやむを得ない理由があった
3年以内	ために更新できなかった又は失効後6月以内に手続きができなかった方で、その理由が止んでから1月以内の
3 平以内	間は、学科試験及び技能試験が免除されます。(前記の理由を証明する書類が必要です。)
	有効効期間が過ぎて3年以上経過している方で、更新等をすることができなかったやむを得ない理由が、
失効後3年以上	平成13年6月19日以前に発生しており、当該事情が継続している場合は、その理由が止んで1月以内の間
	は、技能試験が免除されます。(学科試験の受験が必要です。)

# ② 一定の病気により免許を取り消された方(特定取消処分者)

一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された方は、取り消された日から3年以内で、特定取消処分者に対する講習を受講することで、免許再取得に係る試験の一部(学科・技能試験)が免除されます。(臨時適性検査の拒否等による取消しを除く。)取消理由が消滅したことの確認及び試験の免除ができるかの審査が必要なため、事前に電話連絡の上、下記の適性相談を受けていただく必要があります。

また、以下の場合は試験の一部免除を受けられない可能性があります。

- 免許を取り消された日前直近に提出された質問票等について虚偽の記載をして提出した場合
- ・欠格期間(免許を取得できない期間)中の場合
- ・基準該当初心運転者が再試験を受けていないなど、一定の交通違反歴がある場合
- ・薬物、アルコール等の依存症、中毒者で取り消された場合

# 2 外国の免許を取得している方が日本の免許を取得する際の事前審査

外国の行政庁の発給する免許を有している方が日本の免許を取得する際、本邦で運転することに支障がないことが確認できた場合 に限り、試験を受ける(試験は一部免除)ことができます。

運転することに支障がないことを確認するために、事前審査を実施しています。

- ※ 事前審査に必要な書類等
  - ① 有効期間内の外国免許証
  - ② 外国免許証の翻訳文(JAF、ジップラス又は、免許発給国の領事機関で翻訳したものに限る。)
  - ③ 外国免許を取得後、3か月以上免許発給国に滞在していたことを証明する書類(パスポートなど)
    - …パスポートでの確認の場合は、免許発給国の入出国のスタンプが必要です。(自動ゲート通過でスタンプのないものは不可)
  - ④ 国籍記載の住民票又は本籍地の記載されている住民票
  - ⑤ 国際運転免許証(国際免許の発給を受けている方)

<u>事前審査の受付に関する電話によるお問い合わせは、月~金曜日(休日を除く)9:00から16:00(12:00から13:00</u>を除く。)

事前審査の受付は、原則として16:00から17:00になります。

<u>必要書類等の準備ができれば、事前審査の日時等、ご予約を受付いたします。</u>(手続き等の詳細については、その際説明します。)

# 3 適性相談

月~金曜日(休日を除く) 受付時間9:30から10:00まで

病気や怪我のため自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある(不安を感じている)場合は、道路交通の安全確保の観点から適性相談を実施しています。

上記時間でご都合が悪い方につきましては、受付時間外でもご相談に応じますので、平日8:30~17:00の間に 運転免許センター適性相談係までご連絡下さい。

#### 4 連絡先

香川県警察本部運転免許センター 試験係

運転経歴に係る証明書に関するお問い合わせ 自動車安全運転センター TEL (087) 882 - 3399

〒761 - 8031 高松市郷東町 587 番地 138 TEL (087) 881 - 0645